

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年度 小石原川ダム工 用道路工事外合併施行に 関する委託契約 (福岡朝倉市黒川西原地先 から福岡朝倉郡東峰村大 字小石原字塔ノ瀬地先 まで) 平成26年04月22日～平成 28年03月31日 土木一式工事	契約職 副理事長 岩村和 平 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成26年4月22日	福岡県 (福岡県福岡市博多区東 公園)	平成19年11月30日付け で締結された「主要地方 道朝倉小石原線、一般県 道塔ノ瀬十文字小郡線、 一般県道安谷赤谷線改良 事業と小石原川ダム工事 用道路工事との合併施行 に関する基本協定書」に 基づく受委託契約。(工 事請負契約の事務処理要 領第5条第4項第一号)	1,530,000,000	1,530,000,000	100.0%	—	平成19年11月30日付け で締結された「主要地方 道朝倉小石原線、一般県 道塔ノ瀬十文字小郡線、 一般県道安谷赤谷線改良 事業と小石原川ダム工事 用道路工事との合併施行 に関する基本協定書」に 基づく受委託契約。	4	
平成26年度一般県道板荷・ 引田線他の改築事業 (栃木県鹿沼市引田字柏 寺地先) 平成26年04月10日～ 平成27年03月31日 土木一式工事	分任契約職 思川開発建 設所長 伊藤邦展 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成26年4月9日	栃木県 (栃木県宇都宮市)	平成18年8月8日付け 「一般県道板荷・引田線 他の改築工事に伴う合併 施行に関する基本協定」 に基づき実施する事業 の平成26年度の工事に 関する栃木県に委託す るものである。(工事請 負契約の事務処理要領 第5条第4項第一号)	633,450,000	633,450,000	100.0%	—	平成18年8月8日付け 「一般県道板荷・引田線 他の改築工事に伴う合併 施行に関する基本協定」 に基づき実施する事業 の平成26年度の工事に 関する栃木県に委託す るものである。	4	
平成26年度豊川用水二期 事業石綿管除去対策に係 る業務 (愛知県豊橋市天伯町地 内他) 平成26年04月01日～ 平成27年11月30日 土木一式工事	分任契約職 中部支社長 山本英明 (名古屋市中区三の丸)	平成26年4月1日	愛知県 (名古屋市中区三の丸三 丁目1番2号)	愛知県との間で締結し た「豊川用水二期事業 石綿管除去対策に係る 業務の受委託に関する 基本協定書」に基づき 、関連事業主体である 愛知県に委託して施工 するものである。(工事 請負契約の事務処理要 領第5条第4項第一号)	1,540,000,000	1,540,000,000	100.0%	—	愛知県との間で締結し た「豊川用水二期事業 石綿管除去対策に係る 業務の受委託に関する 基本協定書」に基づき 、関連事業主体である 愛知県に委託して施工 するものである。	4	
豊川総合用水地区設計 施工支援業務 (愛知県豊橋市他4市) 平成26年4月2日～平 成27年3月24日 設計業務	分任契約職 豊川用水 総合事業部長 伊藤保 裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	豊川総合用水地区改良 区 (愛知県豊橋市今橋町)	豊川用水地区におい ては、石綿管除去対策 の対象となる支線水路 の管理を豊川総合用水 地区改良区が実施して おり、日頃から漏水事 故への対応や、補償工 事における地元説明・ 地権者との協議・調整 、組合員からの情報等 を通じて地域事情に精 通している。豊川用水 二期事業の石綿管除去 対策においては、膨大 な数の地元説明や地権 者との協議・調整等を 円滑に実施することが 不可欠であるため、 地域事情に精通した同 土地改良区に地元説明 や用地・補償交渉への 立会や、土地使用承諾 の徴収等を委託する ものであり、同改良区 が当該業務を実施で きる唯一の団体である 。(工事請負契約の事 務処理要領第5条第4 項第一号)	33,523,200	27,734,400	82.7%	—	豊川用水地区におい ては、石綿管除去対策 の対象となる支線水路 の管理を豊川総合用水 地区改良区が実施して おり、日頃から漏水事 故への対応や、補償工 事における地元説明・ 地権者との協議・調整 、組合員からの情報等 を通じて地域事情に精 通している。豊川用水 二期事業の石綿管除去 対策においては、膨大 な数の地元説明や地権 者との協議・調整等を 円滑に実施することが 不可欠であるため、 地域事情に精通した同 土地改良区に地元説明 や用地・補償交渉への 立会や、土地使用承諾 の徴収等を委託する ものであり、同改良区 が当該業務を実施で きる唯一の団体である 。	12	

<p>湖西用水地区設計施工支援業務 (静岡県湖西市地内) 平成26年4月17日～平成27年3月24日 設計業務</p>	<p>分任契約職 豊川用水総合事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)</p>	<p>平成26年4月16日</p>	<p>湖西用水土地改良区 (静岡県湖西市)</p>	<p>湖西用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を湖西用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>4,017,600</p>	<p>3,866,400</p>	<p>96.2%</p>	<p>-</p>	<p>湖西用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を湖西用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。</p>	<p>12</p>
<p>平成26年度 桑原川水位維持施設操作等業務 (岐阜県羽島市桑原町) 平成26年04月01日～平成27年03月31日 施設操作補助</p>	<p>分任契約職 長良川河口堰管理所長 村尾浩太 (三重県桑名市長島町)</p>	<p>平成26年4月1日</p>	<p>羽島市 (岐阜県羽島市竹鼻町)</p>	<p>岐阜県羽島市との間で締結した「桑原川維持施設の操作等の業務の委託に関する協定書」に基づき関係事業主体である岐阜県羽島市に委託して施行する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>10,184,400</p>	<p>8,143,200</p>	<p>80.0%</p>	<p>-</p>	<p>岐阜県羽島市との間で締結した「桑原川維持施設の操作等の業務の委託に関する協定書」に基づき関係事業主体である岐阜県羽島市に委託して施行する。</p>	<p>4</p>
<p>琵琶湖赤潮・生物調査 (琵琶湖流域) 平成26年04月01日～平成27年03月31日 水質調査</p>	<p>分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 青井保男 (滋賀県大津市堅田)</p>	<p>平成26年4月1日</p>	<p>国土交通省近畿地方整備局 (大阪市中央区大手前)</p>	<p>本調査の実施は、広域な琵琶湖全域の水質状況(プランクトン類)を把握する必要があり多くの調査地点が必要である。よって、琵琶湖開発事業の影響をモニタリングする立場の水資源機構と、瀬田川洗堰を管理し淀川水系への水質の影響をモニタリングする立場の国土交通省とで、一元的な調査、データ整理、とりまとめ・評価を実施することが琵琶湖全域の水質状況の把握、調査結果の品質確保、的確な琵琶湖全域の環境変化の評価に不可欠である。これらのことから、一元的な調査等が可能な国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>21,872,160</p>	<p>21,872,160</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>本調査の実施は、広域な琵琶湖全域の水質状況(プランクトン類)を把握する必要があり多くの調査地点が必要である。よって、琵琶湖開発事業の影響をモニタリングする立場の水資源機構と、瀬田川洗堰を管理し淀川水系への水質の影響をモニタリングする立場の国土交通省とで、一元的な調査、データ整理、とりまとめ・評価を実施することが琵琶湖全域の水質状況の把握、調査結果の品質確保、的確な琵琶湖全域の環境変化の評価に不可欠である。これらのことから、一元的な調査等が可能な国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。</p>	<p>1</p>
<p>琵琶湖水質調査 (琵琶湖流域) 平成26年04月01日～平成27年03月31日 水質調査</p>	<p>分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 青井保男 (滋賀県大津市堅田)</p>	<p>平成26年4月1日</p>	<p>国土交通省近畿地方整備局 (大阪市中央区大手前)</p>	<p>本調査の実施は、広域な琵琶湖全域の水質状況(プランクトン類)を把握する必要があり多くの調査地点が必要である。よって、琵琶湖開発事業の影響をモニタリングする立場の水資源機構と、瀬田川洗堰を管理し淀川水系への水質の影響をモニタリングする立場の国土交通省とで、一元的な調査、データ整理、とりまとめ・評価を実施することが琵琶湖全域の水質状況の把握、調査結果の品質確保、的確な琵琶湖全域の環境変化の評価に不可欠である。これらのことから、一元的な調査等が可能な国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>24,146,640</p>	<p>24,146,640</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>本調査の実施は、広域な琵琶湖全域の水質状況(プランクトン類)を把握する必要があり多くの調査地点が必要である。よって、琵琶湖開発事業の影響をモニタリングする立場の水資源機構と、瀬田川洗堰を管理し淀川水系への水質の影響をモニタリングする立場の国土交通省とで、一元的な調査、データ整理、とりまとめ・評価を実施することが琵琶湖全域の水質状況の把握、調査結果の品質確保、的確な琵琶湖全域の環境変化の評価に不可欠である。これらのことから、一元的な調査等が可能な国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。</p>	<p>1</p>

平成26年度利根川ダム統合管理業務	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を委託するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、当該者に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	129,397,000	—	—	「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を委託するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、当該者に委託するものである。	1	
平成26年度利根川ダム放流警報設備の維持等	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である矢木沢、奈良俣、藤原、相俣、園原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を委託するものである。共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する当該長に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	35,306,000	—	—	「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である矢木沢、奈良俣、藤原、相俣、園原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を委託するものである。共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する当該長に委託するものである。	1	
平成26年度荒川ダム統合管理業務	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を委託するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、当該者に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	10,070,000	—	—	「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を委託するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、当該者に委託するものである。	1	
平成26年度霞ヶ浦開発施設の操作等に関する管理業務(導水)	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	17,500,000	—	—	「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を委託するものである。	1	
平成26年度霞ヶ浦開発施設の操作等に関する管理業務(河川)	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を当該者に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	589,676,000	—	—	「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を当該者に委託するものである。	1	
宿舍借上料	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	(株)東急コミュニティー	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,371,600	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	(株)増洲組 (栃木県宇都宮市築瀬町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,620,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	大東建託(株) (東京都港区港南)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	948,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

宿舎借上料	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	(株)C. Rエステート (埼玉県さいたま市緑区)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	924,000	—	—	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年4月1日	(有)今藤産業 (埼玉県さいたま市浦和区)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	900,000	—	—	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
北総東部用水取水施設管理業務	分任契約職 千葉用水総合管理所長 子安幸雄 (千葉県八千代市)	平成26年4月1日	北総東部土地改良区 (千葉県香取市大角)	これまでの豊富な知見により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	39,538,800	—	—	これまでの豊富な知見により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
成田用水取水施設管理業務	分任契約職 千葉用水総合管理所長 子安幸雄 (千葉県八千代市)	平成26年4月1日	成田用水土地改良区 (千葉県成田市寺台)	これまでの豊富な知見により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	34,700,400	—	—	これまでの豊富な知見により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
成田用水施設の特別管理に関する業務	分任契約職 千葉用水総合管理所長 子安幸雄 (千葉県八千代市)	平成26年4月1日	千葉県 (千葉県千葉市中央区市場町)	成田国際空港関連施設の一環として対象施設の状況を把握しており、機構直轄管理施設、千葉県委託管理施設及び千葉県造成施設の全体警備を一体的・一元的に実施することにより、千葉県管理施設と総合的な情報共有がなされ、同一レベルでの一元的な警備、的確な判断・迅速な対応が可能であることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	4,298,486	—	—	成田国際空港関連施設の一環として対象施設の状況を把握しており、機構直轄管理施設、千葉県委託管理施設及び千葉県造成施設の全体警備を一体的・一元的に実施することにより、千葉県管理施設と総合的な情報共有がなされ、同一レベルでの一元的な警備、的確な判断・迅速な対応が可能であることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	4	
邑楽用水路分水口管理業務(利根加地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 坪井浩二 (埼玉県行田市大字須加)	平成26年4月1日	利根加用水土地改良区 (群馬県邑楽郡千代田町)	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	9,720,000	—	—	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	

邑楽用水路分水口管理業務(邑楽地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 坪井浩二 (埼玉県行田市大字須加)	平成26年4月1日	邑楽土地改良区 (群馬県邑楽郡板倉町)	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号)	—	2,991,600	—	—	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
邑楽用水路分水口管理業務(北川辺地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 坪井浩二 (埼玉県行田市大字須加)	平成26年4月1日	埼玉県北川辺領土地改良区 (埼玉県加須市伊賀袋)	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,684,800	—	—	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
埼玉用水路分水口管理業務(羽生領地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 坪井浩二 (埼玉県行田市大字須加)	平成26年4月1日	羽生領島中領用排水路土地改良区 (埼玉県羽生市大字上羽生)	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	10,497,600	—	—	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
末田須賀堰監視等業務	分任契約職 利根導水総合事業所長 坪井浩二 (埼玉県行田市大字須加)	平成26年4月1日	元荒川土地改良区 (埼玉県さいたま市岩槻区)	各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、また、過去からの権利調整等の経験を有していることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	7,171,200	—	—	各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、また、過去からの権利調整等の経験を有していることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	

見沼代用水路等分水口・調節堰 操作業務	分任契約職 利根導水総合 事業所長 坪井浩二 (埼玉県行田市大字須加)	平成26年4月1日	見沼代用水土地改良区 (埼玉県久喜市菖蒲町)	過去からの権利調整等の豊富な経験に より取水ピーク時や濁水時等における 複数の分水口間の取水量調整を公平かつ 効果的に実施できることから、本業務 を適正かつ円滑に実施できる唯一の者 であるため。(物品等の調達に関する契 約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	26,222,400	—	—	過去からの権利調整等の豊富な経験 により取水ピーク時や濁水時等 における複数の分水口間の取水量 調整を公平かつ効果的に実施でき ることから、本業務を適正かつ円滑 に実施できる唯一の者であるた め。	12	
平成26年度揚水機場管理等業 務	分任契約職 群馬用水管理 所長 岩崎 宏 (群馬県前橋市古市町)	平成26年4月1日	群馬用水土地改良区 (群馬県前橋市古市町)	水利調整や苦情対応等を公平かつ円滑 に対応できるため(物品等の調達に関す る契約事務処理要領第4条第2項第一 号)	—	36,396,000	—	—	水利調整や苦情対応等を公平か つ円滑に対応できるため	12	
平成26年度霞ヶ浦資料館維持 管理等契約	分任契約職 利根川下流総 合管理所長 福井正泰 (茨城県稲敷市上之島)	平成26年4月1日	行方市 (茨城県行方市麻生)	平成8年12月19日付け「霞ヶ浦資料館 の維持管理に関する協定書」に基づき、 物品等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第六号(国、地方公共団 体その他の公法人と契約を締結する とき。)により行方市と委託契約を締結。	—	24,000,000	—	—	平成8年12月19日付け「霞ヶ浦資 料館の維持管理に関する協定書」 に基づき、物品等の調達に関する 契約事務処理要領第4条第2項第 六号(国、地方公共団体その他の 公法人と契約を締結するとき。)に より行方市と委託契約を締結。	4	
南椎尾調整池管理業務	分任契約職 霞ヶ浦用水管 理所長 高見英之 (茨城県かすみがうら市牛 渡)	平成26年4月1日	霞ヶ浦用水土地改良区 (茨城県下妻市)	南椎尾調整池の管理については、南椎 尾調整池の管理に関する協定書第4条 第3項に基づき、委託するものである。 (物品等の調達に関する契約事務処理 要領第4条第2項第一号)	—	4,163,732	—	—	南椎尾調整池の管理については、 南椎尾調整池の管理に関する協定 書第4条第3項に基づき、委託す るものである。	12	
平成26年度木曾川水系ダム群 の統合管理業務	分任契約職 中部支社長 山本英明 (名古屋市中区三の丸)	平成26年4月1日	国土交通省中部地方整備局 (愛知県名古屋市中区三の 丸)	国土交通省中部地方整備局との間で締 結した「木曾川水系ダム群の統合管理 に関する細目協定書」に基づき、国土交 通省中部地方整備局に委託して施工す るものである。(物品等の調達に関する 契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	51,746,840	—	—	国土交通省中部地方整備局との間 で締結した「木曾川水系ダム群の 統合管理に関する細目協定書」に 基づき、国土交通省中部地方整備 局に委託して施工するものである。	1	
平成26年度庁舎敷地借地料 (2,345.25㎡)	分任契約職 中部支社長 山本英明 (名古屋市中区三の丸)	平成26年4月1日	財務省東海財務局長 (名古屋市中区三の丸)	庁舎敷地の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調 達に関する契約事務処理要領第4条第2 項第一号)	—	8,539,691	—	—	庁舎敷地の継続契約であり、本契 約者以外との契約はできない。	5	
平成26年度庁舎敷地(駐車場) 借地契約 (490.46㎡)	分任契約職 中部支社長 山本英明 (名古屋市中区三の丸)	平成26年4月1日	財務省東海財務局長 (名古屋市中区三の丸)	庁舎敷地の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調 達に関する契約事務処理要領第4条第2 項第一号)	—	2,321,867	—	—	庁舎敷地の継続契約であり、本契 約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	(株)コーシン (愛知県豊橋市中橋良町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約 者以外との契約はできない。(物品等の 調達に関する契約事務処理要領第4条 第2項第一号)	—	1,512,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本 契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	中部ガス不動産(株) (愛知県豊橋市広小路)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約 者以外との契約はできない。(物品等の 調達に関する契約事務処理要領第4条 第2項第一号)	—	1,800,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本 契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	積和不動産中部(株) (愛知県豊橋市神明町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約 者以外との契約はできない。(物品等の 調達に関する契約事務処理要領第4条 第2項第一号)	—	1,478,160	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本 契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約 者以外との契約はできない。(物品等の 調達に関する契約事務処理要領第4条 第2項第一号)	—	2,136,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本 契約者以外との契約はできない。	5	

宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	975,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	846,720	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	大東建物管理(株) (東京都港区港南)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,977,600	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	964,800	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	912,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	900,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	818,880	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
豊川用水二期事業豊橋支所現場事務所賃貸借	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	(株)オービス名古屋営業所 (愛知県名古屋市中区志賀本通)	継続使用中の物件であり、引き続き使用する必要があるため本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,386,720	—	—	継続使用中の物件であり、引き続き使用する必要があるため本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	10,416,360	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所用地借地	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	3,317,580	—	—	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所用地借地	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	834,000	—	—	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 豊川用水総合 事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	835,704	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

入鹿連絡水路操作等業務	分任契約職 愛知用水総合 管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成26年4月1日	入鹿用水土地改良区 (愛知県犬山市字篠平)	入鹿連絡水路は、入鹿用水土地改良区 管理の入鹿支線水路施設の一部を共有 していることから、当該土地改良区の操 作室から遠方操作・遠方監視を行う必要 がある。また、当該土地改良区は、各圃 場の地域特性に応じた操作体制や密な 連絡体制を構築して配水調整等を公平 かつ円滑に行うことができ、支線水路の 水源である入鹿池の水運用を適切かつ 効率的に実施できる唯一の者あるため (物品等の調達に関する事務処理要領 第4条第2項第一号)。	-	6,328,800	-	-	入鹿連絡水路は、入鹿用水土地改 良区管理の入鹿支線水路施設の一 部を共有していることから、当該 土地改良区は、各圃場の操作室から遠方操 作・遠方監視を行う必要がある。ま た、当該土地改良区は、各圃場の 地域特性に応じた操作体制や密な 連絡体制を構築して配水調整等を 公平かつ円滑に行うことができ、支 線水路の水源である入鹿池の水運 用を適切かつ効率的に実施できる 唯一の者あるため。	12	
揚水機場管理等業務	分任契約職 愛知用水総合 管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成26年4月23日	愛知用水土地改良区 (愛知県大府市中央町)	安定した農業用水供給のためには、常 に各圃場の生育状況などを把握し、 日々の天候や降雨状況を考慮したうえ で、幹線水路水位等を見ながら迅速か つ適正な揚水機場を運転操作等を行う 必要がある。また、急な降雨や水質事故 等による受益農家への連絡調整や農家 間の水利調整、苦情対応等を公平かつ 円滑に対応できる能力を有している唯一 の者であるため(物品等の調達に関する 事務処理要領第4条第2項第一号)。	-	5,432,400	-	-	安定した農業用水供給のためには、 常に各圃場の生育状況などを把握し、 日々の天候や降雨状況を考慮したうえ で、幹線水路水位等を見ながら迅速か つ適正な揚水機場を運転操作等を行 う必要がある。また、急な降雨や水質 事故等による受益農家への連絡調整 や農家間の水利調整、苦情対応等を 公平かつ円滑に対応できる能力を有 している唯一の者であるため。	12	
平成26年度筏川西岸木曾岬用 水路附帯揚水機場運転業務委 託	分任契約職 木曾川用水総 合管理所長 坂野一平 (愛知県稲沢市祖父江町)	平成26年4月1日	木曾岬町土地改良区 (三重県桑名郡木曾岬町)	木曾岬揚水機場施設の管理について は、当該機場から下流の配水管理を 実施している木曾岬町土地改良区と委託 協定書を締結し、管理開始の昭和58年4 月1日より同改良区に管理委託してい る。(物品等の調達に関する契約事務 処理要領第4条第2項第一号)	-	9,568,800	-	-	木曾岬揚水機場施設の管理につ いては、当該機場から下流の配水 管理を実施している木曾岬町土地 改良区と委託協定書を締結し、管 理開始の昭和58年4月1日より同改 良区に管理委託している。	12	
三重用水施設(用水路)管理等 業務	分任契約職 三重用水管理 所長 高岸武志 (三重県三重郡菟野町菟 野)	平成26年4月1日	三重用水土地改良区 (三重県四日市市平尾町)	三重用水施設の用水路の管理のうち操 作等を行う業務であり、管理委託してい る支線水路操作と一体的に管理を行うこ とが、水利的にも需要供給型となり、合 理的で効率的であることから、受益地の 需要計画、三重用水施設の位置関係や 各施設の操作方法を熟知している本契 約者と契約する必要がある。(物品等 の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	6,480,000	-	-	三重用水施設の用水路の管理の うち操作等を行う業務であり、管理 委託している支線水路操作と一体的 に管理を行うことが、水利的にも需 要供給型となり、合理的で効率的 であることから、受益地の需要計 画、三重用水施設の位置関係や各 施設の操作方法を熟知している本 契約者と契約する必要がある。	12	
高須輪中浸透水監視等業務	分任契約職 長良川河口堰 管理所長 村尾浩太 (三重県桑名市長島町)	平成26年4月1日	高須輪中土地改良区 (岐阜県海津市海津町)	当該土地改良区は、排水施設の管理を 適切に実施する責任があり、河口堰運 用開始以降、農地の湿潤化を防止する ため、排水機の運転管理を含め、輪中 内における排水路の水位管理を一元的 に実施してきた唯一の組織であるため。 (物品等の調達に関する契約事務 処理要領第4条第2項第一号)	-	3,272,400	-	-	当該土地改良区は、排水施設の管 理を適切に実施する責任があり、 河口堰運用開始以降、農地の湿潤 化を防止するため、排水機の運転 管理を含め、輪中内における排水 路の水位管理を一元的に実施して きた唯一の組織であるため。	12	
平成26年度淀川ダム統合管理 業務	分任契約職 関西支社長 自開茂治 (大阪府大阪市中央区)	平成26年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成11年3月31日付けで締結された淀 川ダム群の統合管理に関する協定書に 基づく受委託契約であるため(物品等 の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	145,648,680	-	-	平成11年3月31日付けで締結さ れた淀川ダム群の統合管理に関する 協定書に基づく受委託契約である ため。	1	
平成26年度淀川大堰等施設維 持管理業務	分任契約職 関西支社長 自開茂治 (大阪府大阪市中央区)	平成26年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成16年4月1日付けで締結された淀川 大堰等の管理に関する協定書に基づ く受委託契約であるため(物品等 の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	64,978,200	-	-	平成16年4月1日付けで締結され た淀川大堰等の管理に関する協定 書に基づく受委託契約であるため。	1	

平成26年度深山雨量レーダ管理業務	分任契約職 関西支社長 自閑茂治 (大阪府大阪市中央区)	平成26年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	昭和57年7月2日付けで締結された深山雨量レーダの管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	47,734,272	—	—	昭和57年7月2日付けで締結された深山雨量レーダの管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。	1	
事務所借料、共益費及び駐車場借上料	分任契約職 関西支社長 自閑茂治 (大阪府大阪市中央区)	平成26年4月1日	(株)セイワビジネス (大阪府大阪市中央区)	本契約は、淀川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる関西支社の事務所として、平成17年6月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	36,185,388	—	—	本契約は、淀川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる関西支社の事務所として、平成17年6月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない	5	
瀬田川洗堰の改築により生じた施設の管理業務	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 青井保男 (滋賀県大津市堅田)	平成26年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪市中央区大手前)	本業務は、瀬田川洗堰が琵琶湖水位が-1.0m以下になると、水理的に最も望ましい越流方式で放流することが出来なくなるため、琵琶湖開発後水位が低下したときにおいても所定の放流量が正確にコントロール出来るよう設置したバイパス水路を操作するものである。当該受託者は、瀬田川洗堰本堰を管理しており、瀬田川洗堰バイパス水路の操作はそれと一体的に管理運用する必要がある。以上から、当該受託者は本業務の目的を確実に履行できる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	112,367,520	—	—	本業務は、瀬田川洗堰が琵琶湖水位が-1.0m以下になると、水理的に最も望ましい越流方式で放流することが出来なくなるため、琵琶湖開発後水位が低下したときにおいても所定の放流量が正確にコントロール出来るよう設置したバイパス水路を操作するものである。当該受託者は、瀬田川洗堰本堰を管理しており、瀬田川洗堰バイパス水路の操作はそれと一体的に管理運用する必要がある。以上から、当該受託者は本業務の目的を確実に履行できる唯一の組織である。	1	
平成26年度吉野川ダム統合管理業務	分任契約職 吉野川局長 片山光也 (香川県高松市天神前)	平成26年4月1日	国土交通省四国地方整備局 (香川県高松市サンポート)	「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、国土交通省四国地方整備局に委託して実施するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	207,436,000	—	—	「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、国土交通省四国地方整備局に委託して実施するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織であることから、本業務を委託しているものである。	1	
事務所外賃貸借及び屋上使用料	分任契約職 吉野川局長 片山光也 (香川県高松市天神前)	平成26年4月1日	日生開発(株) (香川県高松市朝日町)	事務所の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	19,046,916	—	—	事務所の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 吉野川局長 片山光也 (香川県高松市天神前)	平成26年4月1日	岡本海運(有) (香川県小豆郡小豆島町)	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,656,000	—	—	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 吉野川局長 片山光也 (香川県高松市天神前)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,140,000	—	—	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

平成26年度レーダ雨量計設備等の整備・維持業務	分任契約職 池田総合管理 所長 加納茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成26年4月1日	国土交通省四国地方整備局 (香川県高松市サンポート)	当該業務は、平成2年3月30日付四国地方整備局長と吉野川開発局長が締結した細目協定に基づき、四国地方整備局局長に委託して実施するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、その管理のために必要となるレーダ雨量計設備を総括的に管理されている組織であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,700,400	-	-	当該業務は、平成2年3月30日付四国地方整備局長と吉野川開発局長が締結した細目協定に基づき、四国地方整備局局長に委託して実施するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、その管理のために必要となるレーダ雨量計設備を総括的に管理されている組織であることから、本業務を委託しているものである。	1	
大詫間幹線水路施設管理委託業務	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年4月1日	佐賀東部土地改良区 (佐賀県神埼市千代田町直鳥)	当該土地改良区は、大詫間幹線水路受益地域の国営・県営用排水路(クリーク水路)において、河川への排水、クリーク水路への一時的貯留など、地域の特性に応じた管理を長年実施してきたことにより過去からの水利慣行(用排水)の知見を十分有している。用排水機能を兼ね備えるクリーク水路の複雑な配水調整を要する本受益地内における農業用水の配水操作等について、機構からの操作指示に基づく正確な操作や配分に対する苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができる者である。特に、近年の集中豪雨への対応についても、受益地内の排水管理情報を迅速・的確に把握し排水管理を迅速かつ適切に実施できること、周辺地域との連携による一体的・総合的な用排水管理が実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,409,640	-	-	当該土地改良区は、大詫間幹線水路受益地域の国営・県営用排水路(クリーク水路)において、河川への排水、クリーク水路への一時的貯留など、地域の特性に応じた管理を長年実施してきたことにより過去からの水利慣行(用排水)の知見を十分有している。用排水機能を兼ね備えるクリーク水路の複雑な配水調整を要する本受益地内における農業用水の配水操作等について、機構からの操作指示に基づく正確な操作や配分に対する苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができる者である。特に、近年の集中豪雨への対応についても、受益地内の排水管理情報を迅速・的確に把握し排水管理を迅速かつ適切に実施できること、周辺地域との連携による一体的・総合的な用排水管理が実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる者である。	12	
平成26年度 筑後川ダム統合管理業務	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年4月1日	国土交通省九州地方整備局 (福岡県福岡市博多区博多駅東)	「筑後川水系ダム群の統合管理業務に関する細目協定書」に基づき、国土交通省九州地方整備局と委託契約を行うものである。筑後川水系の統合管理が可能な唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	118,477,280	-	-	「筑後川水系ダム群の統合管理業務に関する細目協定書」に基づき、国土交通省九州地方整備局と委託契約を行うものである。筑後川水系の統合管理が可能な唯一の組織である。	1	
宿舍借上料	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年4月1日	(有)スギ (大分県日田市隈)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,444,440	-	-	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,490,000	-	-	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年4月1日	河津建設(株) (大分県日田市三芳小淵町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	874,000	-	-	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所等借上料	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年4月1日	日本生命保険(相) (大阪府大阪市中央区今橋)	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	39,749,801	-	-	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

事務所清掃業務	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年4月1日	星光ビル管理(株) 福岡営業所 (福岡県福岡市博多区博多駅前)	当該事務所の賃貸借条件から、清掃業務についても建物の管理を委託されている当該法人を通して支払うこととなり、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,219,192	-	-	当該事務所の賃貸借条件から、清掃業務についても建物の管理を委託されている当該法人を通して支払うこととなり、競争が存在しない。	5	
平成26年度高崎線鴻巣・北鴻巣間横断部武蔵水路改築工事の施行に関する委託契約 (埼玉県鴻巣市赤見台・箕田地先) 平成26年4月1日～平成27年3月31日 土木一式	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年5月20日	東日本旅客鉄道株式会社 (群馬県高崎市)	本工事は、武蔵水路改築事業(14.5Km)のうち、JR高崎線横断部約100m区間の水路改築等を実施するものである。JR高崎線横断部の水路改築においては、鉄道施設に近接してJR高崎線橋梁桁下等で施工する必要があることから、鉄道の運行主体である東日本旅客鉄道株式会社が本工事を確実に実施することができる唯一の機関と判断される。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	1,530,507,720	1,530,507,720	100.0%	-	本工事は、武蔵水路改築事業(14.5Km)のうち、JR高崎線横断部約100m区間の水路改築等を実施するものである。JR高崎線横断部の水路改築においては、鉄道施設に近接してJR高崎線橋梁桁下等で施工する必要があることから、鉄道の運行主体である東日本旅客鉄道株式会社が本工事を確実に実施することができる唯一の機関と判断される。	12	
平成26年度豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務 (静岡県湖西市白須賀地内他) 平成26年05月07日～平成27年03月31日 土木一式	分任契約職 中部支社長 山本英明 (名古屋市中区三の丸)	平成26年5月7日	静岡県 (静岡県静岡市葵区追手町)	静岡県との間で締結した「豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき、関連事業主体である静岡県に委託して施工するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	442,000,000	442,000,000	100.0%	-	静岡県との間で締結した「豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき、関連事業主体である静岡県に委託して施工するものである。	4	
朝明用水路竹成地区漏水対策工事 (三重県三重郡菟野町竹成) 平成26年04月05日～平成26年06月03日 その他の工事	分任契約職 三重用水管理所長 高岸武志 (三重県三重郡菟野町菟野)	平成26年5月8日	(株)伊勢工業 (三重県桑名市和泉)	工事現場に最も近い止水バンドの製造・据付業者であり、当管理所と緊急時協力協定を締結しており、緊急的な漏水について優先的に対応をする業者であるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項三号)	2,678,400	1,965,600	73.4%	-	工事現場に最も近い止水バンドの製造・据付業者であり、当管理所と緊急時協力協定を締結しており、緊急的な漏水について優先的に対応をする業者であるため。	13	
内部川導水サイホン漏水対策工事 (三重県鈴鹿市大久保町) 平成26年04月28日～平成26年06月26日 その他の工事	分任契約職 三重用水管理所長 高岸武志 (三重県三重郡菟野町菟野)	平成26年5月28日	(株)伊勢工業 (三重県桑名市和泉)	工事現場に最も近い止水バンドの製造・据付業者であり、当管理所と緊急時協力協定を締結しており、緊急的な漏水について優先的に対応をする業者であるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項三号)	3,466,800	2,613,600	75.4%	-	工事現場に最も近い止水バンドの製造・据付業者であり、当管理所と緊急時協力協定を締結しており、緊急的な漏水について優先的に対応をする業者であるため。	13	
選択取水設備下段扉用開閉装置緊急補修工事 (岐阜県恵那市東野字山本地内) 平成26年03月18日～平成26年09月30日 機械設備工事	分任契約職 阿木川ダム管理所長 林 敏幸 (岐阜県恵那市東野)	平成26年5月29日	豊国工業(株) 中部支店 (名古屋市中区西区菊井)	選択取水設備の下段ゲートが使用不能となったことにより、災害防止等を目的としたダム貯水池の水位低下が速やかに完了することが出来ない等、ダム管理上において重大な問題を抱えている状態にあり、早期に工事着手する必要があるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	10,756,800	10,530,000	97.9%	-	選択取水設備の下段ゲートが使用不能となったことにより、災害防止等を目的としたダム貯水池の水位低下が速やかに完了することが出来ない等、ダム管理上において重大な問題を抱えている状態にあり、早期に工事着手する必要があるため。	13	
平成26年度本社自家用電気工作物点検業務	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年5月15日	(株)ビル代行 (東京都中央区新富)	電源設備の点検においては、本社が入居しているLAタワーより、ビル電源設備の一元管理のため、当該業者と契約する旨、要請されているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,134,000	-	-	電源設備の点検においては、本社が入居しているLAタワーより、ビル電源設備の一元管理のため、当該業者と契約する旨、要請されているものである。	5	

愛知用水管路設備整備等業務	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成26年5月7日	愛知用水土地改良区 (愛知県大府市中央町)	支線水路周辺の地理、地形、施設位置、施設構造、隣接地権者等の地元状況に精通し、支線水路における確実な用水供給を確保しながら施設の現状等を踏まえた整備設計の策定能力を有して者である。また支線水路の管理と緊密に連携し、配水管理を行うとともに配水に対する苦情対応等を的確、公平に処理しながら施設整備を円滑かつ適切に実施できる唯一の者であるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)。	—	218,592,000	—	—	支線水路周辺の地理、地形、施設位置、施設構造、隣接地権者等の地元状況に精通し、支線水路における確実な用水供給を確保しながら施設の現状等を踏まえた整備設計の策定能力を有して者である。また支線水路の管理と緊密に連携し、配水管理を行うとともに配水に対する苦情対応等を的確、公平に処理しながら施設整備を円滑かつ適切に実施できる唯一の者であるため。	12	
連絡船(とくまる)修理	分任契約職 徳山ダム管理所長 高橋陽一 (岐阜県揖斐郡揖斐川町)	平成26年5月30日	千代田造船株式会社 (愛知県名古屋市中心二丁目)	連絡船(とくまる)は、総トン数19トンで、車両及び工事資材運搬のために使用している特殊車両運搬船であるが、ポンプジェット1号機に操舵不能が発生し、運行できなくなった。特殊車両及び工事資材の運搬で6月30日工期末の「中戸入地区他法面保護等工事」を実施しており、代替手段が無く、工事の進捗に重大な支障をきたすため、早急に復旧させる必要があった。当該業者は製造業者で、緊急に修理可能との回答があったため、随意契約を行うものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	—	1,868,400	—	—	連絡船(とくまる)は、総トン数19トンで、車両及び工事資材運搬のために使用している特殊車両運搬船であるが、ポンプジェット1号機に操舵不能が発生し、運行できなくなった。特殊車両及び工事資材の運搬で6月30日工期末の「中戸入地区他法面保護等工事」を実施しており、代替手段が無く、工事の進捗に重大な支障をきたすため、早急に復旧させる必要があった。当該業者は製造業者で、緊急に修理可能との回答があったため、随意契約を行うものである。	13	
平成26年度城ヶ森山レーダ雨量計管理業務	分任契約職 関西支社長 自閑茂治 (大阪府大阪市中央区)	平成26年5月30日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	8,315,567	—	—	平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。	1	
筑後導水路上流部施設管理等委託業務	分任契約職 筑後川局長 工藤 啓 (福岡県久留米市東町)	平成26年5月20日	筑後川土地改良区 (福岡県久留米市三瀬町高三瀬)	当該土地改良区は、①長年の国営級・県営級及びほ場末端までの水路管理によって培われた豊富な知見や十分な技術力を有していること、②地区内の農地の利用状況や作付け・生育状況を詳細に把握しており、配水連絡委員会を組織し、情報連絡会の開催を行うとともに、地区内の用水系統毎に配水操作員を配置し、きめ細やかな操作体制や緊密な連絡体制を構築して受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑にできること、③特に、近年顕著となった、地球温暖化による稲の高温障害対策(遅植え)による、代掻き・田植え期の用水の集中化等に対する取水量調整を公平かつ効果的に配水調整が実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	17,712,000	—	—	当該土地改良区は、①長年の国営級・県営級及びほ場末端までの水路管理によって培われた豊富な知見や十分な技術力を有していること、②地区内の農地の利用状況や作付け・生育状況を詳細に把握しており、配水連絡委員会を組織し、情報連絡会の開催を行うとともに、地区内の用水系統毎に配水操作員を配置し、きめ細やかな操作体制や緊密な連絡体制を構築して受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑にできること、③特に、近年顕著となった、地球温暖化による稲の高温障害対策(遅植え)による、代掻き・田植え期の用水の集中化等に対する取水量調整を公平かつ効果的に配水調整が実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	

北総東部用水東幹線第3工区漏水復旧工事 (千葉県香取市高萩地先) 平成26年04月11日～平成26年06月13日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合管理 管理 所長 子安幸雄 (千葉県八千代市)	平成26年6月12日	(株)笹本土建 (千葉県香取市佐原二)	北総東部用水施設東幹線から漏水が発生したことから、漏水箇所特定及び漏水復旧工事を可及的速やかに行う必要があるため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,510,000	2,926,800	83.4%	—	北総東部用水施設東幹線から漏水が発生したことから、漏水箇所特定及び漏水復旧工事を可及的速やかに行う必要があるため。	13	
ダム浸透量計測結果分析業務 (岐阜県下呂市金山町卯野原地内) 平成26年03月24日～平成26年06月30日 設計業務	分任契約職 岩屋ダム管理 所長 笹 繁生 (岐阜県下呂市金山町卯野原)	平成26年6月24日	応用地質(株)東京支社 (埼玉県さいたま市北区土呂町)	岩屋ダムにおけるダム河床集水堤Aの浸透量及び濁度が要因不明の上昇傾向を示し、ダム本体の安全性に関わる重大な事項であることから、可及的速やかに原因特定のため、ダム浸透量の計測結果を分析する必要があるため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	5,562,000	5,562,000	100.0%	—	岩屋ダムにおけるダム河床集水堤Aの浸透量及び濁度が要因不明の上昇傾向を示し、ダム本体の安全性に関わる重大な事項であることから、可及的速やかに原因特定のため、ダム浸透量の計測結果を分析する必要があるため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	13	
池田ダム左岸水叩き下流護床工応急復旧工事 (徳島県三好市池田町西山谷尻地内) 平成26年03月20日～平成26年06月30日 土木一式工事	分任契約職 池田総合管理 所長 加納茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成26年6月30日	県西土木(株) (徳島県三好市池田町)	本工事は、池田ダム左岸水叩き下流護床工の洗掘の拡大を防止するための対策を緊急に行うものである。洗掘により破損した箇所は、昭和55年度に池田ダム左岸水叩き下流護床工事において施行した箇所である。当該業者は上記工事の受注者であることから当該箇所に関して熟知しており実績もあることから速やかに適切な施行ができるものと判断する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	7,020,000	6,609,600	94.2%	—	本工事は、池田ダム左岸水叩き下流護床工の洗掘の拡大を防止するための対策を緊急に行うものである。洗掘により破損した箇所は、昭和55年度に池田ダム左岸水叩き下流護床工事において施行した箇所である。当該業者は上記工事の受注者であることから当該箇所に関して熟知しており実績もあることから速やかに適切な施行ができるものと判断する。	13	
事務所借上料、共益費及び占用料	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成26年6月30日	明治安田生命保険(相) (東京都千代田区丸の内)	本契約は、現在使用中事務所の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,763,981,640	—	—	本契約は、現在使用中事務所の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
ポンプ用燃料購入(その2) (軽油(JIS K 2204 2号) 16kL) (灯油(JIS K 2203 1号) 64kL)	分任契約職 千葉用水総合管理 所長 子安幸雄 (千葉県八千代市)	平成26年6月13日	関東油化(株) (東京都大田区中央)	洪水排水運転により、大和田機場及び印旛機場のポンプ用燃料が減少しており、引き続き排水運転を継続するため、可及的速やかにポンプ用燃料の調達が必要なため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	—	7,717,632	—	—	洪水排水運転により、大和田機場及び印旛機場のポンプ用燃料が減少しており、引き続き排水運転を継続するため、可及的速やかにポンプ用燃料の調達が必要なため。	13	
浄化槽汚泥搬出処理業務(単価契約)	分任契約職 木津川ダム総合管理 所長 青山太洋 (三重県名張市下比奈町)	平成26年6月16日	名張環境事業協業組合 (三重県名張市西田原)	木津川ダム総合管理所等における浄化槽の汚泥搬出処理を行う業務である。当該業者は名張市における一般廃棄物(し尿・汚泥)の収集運搬許可業者であり、また、名張市が指定する唯一の業者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,140,480	—	—	木津川ダム総合管理所等における浄化槽の汚泥搬出処理を行う業務である。当該業者は名張市における一般廃棄物(し尿・汚泥)の収集運搬許可業者であり、また、名張市が指定する唯一の業者である。	12	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12